

公社等の理事長候補者に係る公募制の導入

青森県

人口：1,460,144 人

面積：9,606.88 km²

取組の概要

知事が公社等の理事長の任命等を行う際の手続の公正及び透明性を確保するため、理事長候補者に係る公募制を導入している。

取組の紹介

1 取組の背景

- ・ 本県では、公社等の経営責任を明確にする観点から、副知事等の理事長の充て職を廃止し、民間人、県職員ＯＢ等を常勤役員に就任させていたところであるが、マスコミ及び有識者の一部から「公社等役員に県職員ＯＢを就任させるべきではない」という意見が出されていた。
- ・ そのことから、「県公社等役員のあり方等に関する懇話会」を設置し、公社等役員のあり方等について意見交換していただいたところ、同懇話会から理事長の公募制の導入等を内容とする報告書が提出されたことから、これを受けて公社等理事長の選任について公募制を導入することとした。

2 取組の具体的内容

- ・ 平成 16 年 11 月 26 日に「青森県公社等理事長選任手続要綱」を制定し、定款又は寄附行為において知事が任命し、又は指名することとされている公社等の理事長（常勤に限る。）の選任については、原則として公募によることとした。
- ・ 選任に当たっては、民間有識者 5 名（学識経験者 1 名、企業経営者 2 名、会計専門家 1 名、各公社等の業務に関する専門家 1 名）で構成される公社等理事長候補者審査会が応募者を審査の上、公社等の理事長として適格性を有すると認める者を知事に推薦し、知事は、推薦のあった者の中から最も適任と思われる者を理事長に決定することとしている。

※ 公募制の例外：①公社等の統廃合又は経営改革を行う場合、②公募を行ういとまがない場合、③公募により選任された理事長を再任する場合、において、公社等理事長候補者審査会の承認を得たときは、公募しないことができる。

【平成 17 年度における選任スケジュール】

平成 17 年 12 月 1 日 平成 17 年度公社等理事長公募実施要領の配付開始
平成 17 年 12 月 22 日 応募受付開始
平成 18 年 1 月 18 日 実施要領の配付終了・応募受付終了
平成 18 年 1 月 24 日 第 1 回理事長候補者審査会（審査の進め方等）
平成 18 年 1 月 24 日～2 月 7 日 書類審査
平成 18 年 2 月 8 日 第 2 回理事長候補者審査会（面接審査）
平成 18 年 2 月 14 日 第 3 回理事長候補者審査会（候補者決定）
平成 18 年 2 月 20 日 知事への推薦書の交付
平成 18 年 3 月 1 日 理事長内定者の公表
平成 18 年 4 月 1 日 理事長就任

【理事長公募の対象公社等】

公社等の名称	備 考
社団法人青い森農林振興公社	平成 16 年度公募実施（応募 8 名、推薦 1 名）
財団法人青森県フェリー埠頭公社	平成 16 年度公募実施（応募 10 名、推薦 2 名）
財団法人むつ小川原地域・産業振興財団	平成 16 年度公募実施（応募 14 名、推薦 2 名）
財団法人青森県建設技術センター	平成 17 年度公募実施（応募 5 名、推薦 1 名）
青森県土地開発公社	地方三公社については、理事長を同一人に兼務させるとともに、住宅供給公社の廃止や総務部門の一元化等の経営改革に取り組んでいることから、公募制の例外を適用
青森県道路公社	
青森県住宅供給公社	

3 取組の効果

- 平成 16 年度から公募制を導入し、平成 16 年度は 3 公社等、平成 17 年度は 1 公社等について理事長候補者を公募したところ、民間出身者 3 名、県職員 O B 1 名が理事長に選任され、それぞれ各公社等の経営改革に熱心に取り組んでいる。

【経営改革の具体例】

○ 社団法人青い森農林振興公社

債務者（農家）の資力等を調査し、公社が抱える不良債権を明らかにするとともに、債権回収等の強化に努めた。また、公社の経営状況を踏まえ、理事長の報酬月額 10%減額、プロパー職員の給料月額 6%減額、管理職手当の支給割合の引下げ（事務局長 16%→10%、その他の管理職 10%→7%）を行った。

○ 財団法人青森県フェリー埠頭公社

フェリーの利用促進を図るため、クルージングへの無料招待、懸賞金付きフェリー旅行体験記の募集、無料往復乗船券のプレゼント、イベント活動助成金制度の創設といった新たな取組を行うとともに、人事評価制度を導入し、その結果を勤勉手当に反映させるなどの経営の合理化に努めている。

○ 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団

助成事業を通じて本県の地域振興及び産業振興を図るという当財団の重要な役割を踏まえ、効果的な助成事業を行うため、助成金額の上限（原則 200 万円）を廃止し、雇用の確保及び起業に結び付くと期待される案件に重点的な支援を行うとともに、助成後は、産業振興等のウエイトが高い事業を中心に、その進捗状況や目標の達成度をフォローアップし、必要な指導・助言を行っている。

4 取組中の課題・問題点

- ・ 公社等理事長候補者審査会における審査の過程及び関係書類は、応募者の個人情報保護の観点からすべて非公開・不開示としているが、報道機関からは、審査の過程が不透明であるとして、一定の情報を開示するよう要望が強く、個人情報の保護と手続の透明性の調整が課題となっている。
- ・ 現在公表している事項は、応募者数（公社等別、性別、県内外別）、推薦者数（公社等別）並びに理事長内定者及びその選任理由であり、また、公社等理事長候補者審査会が知事に推薦書を交付する際には、マスコミに公開している。
- ・ また、最初の審査会終了後及び推薦書の交付後に審査会の会長が記者会見を行い、最初の審査会終了後の記者会見では審査の進め方、スケジュール等について、推薦書の交付後の記者会見では審査の過程等について、それぞれ可能な範囲で記者の質問に答えている。

5 住民の反応・評価

- ・ 公社等の理事長候補者に係る公募制の導入により、知事が公社等の理事長の任命等を行う際の手続の公正及び透明性が一定程度確保され、住民の理解が得られているものと考えている。

6 今後の課題

- ・ 既に公募した 4 公社等については、理事長として適格性を有すると認められる人材が得られたところであるが、今後、公募を実施する場合に、適任者の応募があるかどうかについては懸念されるところである。

7 今後取り組む自治体に向けた助言

- ・ 本県では、民間有識者 4 名及び行政改革担当職員 1 名から構成される公社等点検評価委員会を設置し、公社等の点検評価を毎年度行っている。
- ・ 民間有識者 4 名は、理事長候補者審査会の委員を兼務しており、公社等点検評価委員会の評価結果が公募による理事長の再任を左右することから、公募による理事長は、経営改革に熱心に取り組まざるを得ないしくみとなっている。
- ・ 理事長の公募制と経営評価制度を併せて導入することにより、公社等の経営改革が一層推進されると思われる。

(参考) 当該取組内容の関連ホームページ

<http://www.pref.aomori.lg.jp/kousha/rijichoukoubo.htm>

担当部署：行政経営推進室